

◆減価償却の計算方法が変わりました。

- 平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の95%相当額）および残存価額が廃止され、「新たな償却の方法」により耐用年数経過時点において、1円まで償却することになりました。
- 平成19年4月1日以降に取得する減価償却資産の償却費の額の計算において適用される「定額法の償却率」および「定率法の償却率」などが定められました。
- 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、各年分において、必要経費に算入された金額の累計額が償却可能限度額まで達している場合には、その達した年分の翌年以降において、つぎの算式により計算した金額を償却費の額として償却を行い、1円まで償却することになりました。

【算式】
 償却費の額 = (取得価額 - 取得価額の95%相当額 - 1円) ÷ 5 (償却可能限度額)

※年の途中で事業の用に供した場合などには、「本年中に事業に使用した月数 / 12」を乗じます。

③の改正は、平成21年度(20年分)以降の住民税(所得税)について適用されます。

◆高齢者に伴う非課税経過措置の廃止

平成17年度まで、65歳以上の人で前年の合計所得が125万円以下の方は、住民税が非課税でした。平成18年度からその措置が廃止されたことによる経過措置として、平成18年度課税分については所得割および均等割が3分の2ずつ減額し、平成19年度分については3分の1ずつ減額されていましたが、平成20年度課税分からは、全額課税となります。(以下の表のとおり)

昭和15年1月2日以前に生まれた方で、各年の前年所得金額が125万円以下の人

年度	区分	納税額
17年度以前	所得割	非課税
	均等割	非課税
18年度	所得割	税額の3分の2を減額
	均等割	市民税 1,000円 県民税 300円
19年度	所得割	税額の3分の1を減額
	均等割	市民税 2,000円 県民税 600円 水と緑の森づくり税 500円
20年度以降	所得割	全額
	均等割	市民税 3,000円 県民税 1,000円 水と緑の森づくり税 500円

◆住民税の地震保険料控除が創設されました。

平成20年度課税分から、平成19年度課税分まで適用のあった「損害保険料控除」が改組され、「地震保険料控除」が創設されました。(以下の表のとおり)

区分	条件	控除限度額
地震保険料控除	住宅や家財などの生活資産の地震保険料の2分の1	25,000円
旧長期損害保険料控除	保険期間が10年以上で、かつ満期払戻金のある契約のあるもの(平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約まで適用)	10,000円
地震保険料控除 旧長期損害保険料控除	両方ある人※	合わせて25,000円
短期損害保険料控除	上記以外のもの	19年度課税分で廃止

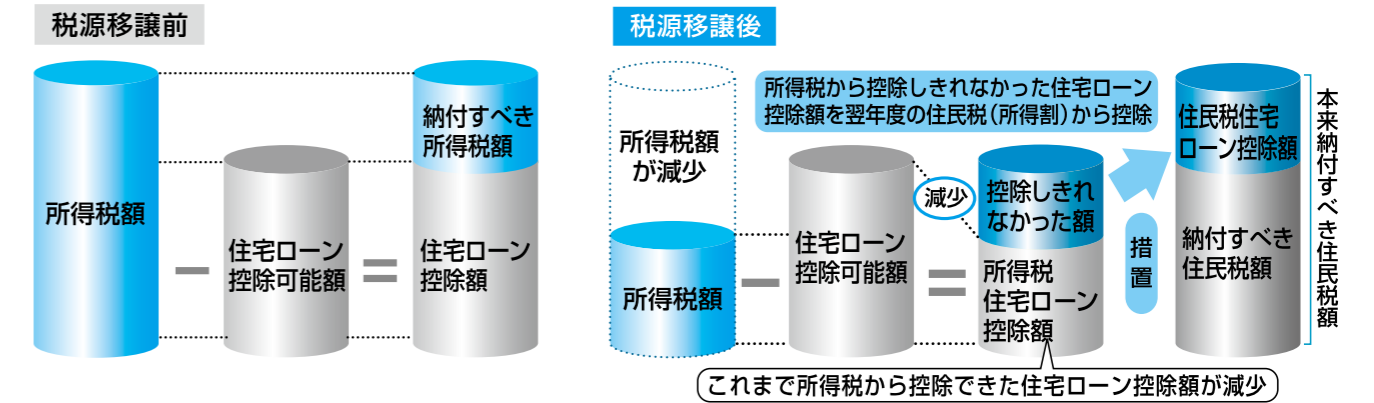
※1つの地震保険契約や長期損害保険契約で、上記の表の地震保険契約、旧長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか1つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

平成19年から税源移譲によって、住民税、所得税の税率が変わっています!

(市民税と県民税を合わせて住民税と呼びます)

●所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。このため、平成11年から平成18年に入居した方に限り、平成20年度以降の住民税の所得割から控除されます。



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日(月)までに、市役所税務課へ申告書を提出してください。

※住宅借入金の年末残高を記載する欄がありますので、金融機関発行の年末残高証明書をご用意ください。

※平成20年3月18日以降に申告書を提出されると、控除を受けられない場合があります。

※所得税の確定申告をされない方は平成20年1月1日現在お住まいの市区町村が提出先となります。

※申告書は市役所5番窓口にあります。(市のホームページからもダウンロードできます)

●平成19年に所得が減って、所得税が課されなくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減は受けられず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動のモデルケース●夫婦 給与収入500万円の場合● (単位:円)

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	
住民税	130,000	227,500	
合計	350,000	350,000	

↓ 還付されます!!

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要となります

申告期間	平成20年7月1日(火) ~ 7月31日(日)まで	※申告書については準備ができしだいお知らせします。
提出先	市役所税務課5番窓口	※平成19年度住民税を課税した市区町村が提出先となります。他の市区町村に転居された方は提出先にご注意ください。

所得税と住民税の確定申告が始まります (税務申告相談)

とき 2月18日(月)~3月17日(月)
 午前9時~午後4時まで
 ※土曜・日曜日は休み

ところ 市民会館3階大会議室
 ※相談受付会場が混みあい、待ち時間が長くなることをご了承ください。

農業所得収支内訳書作成相談会

とき 2月7日(木) 午前の部 10時開始
 午後の部 1時30分開始

ところ 市民会館3階大会議室
 相談会の内容は収支内訳書の作成ですので、必要書類等を準備して参加してください。
 ※確定申告(2月18日から受付)の際にご利用ください。



問合せ先 税務課市民税担当 (内線233・234)